

山梨県弁護士会

新型コロナウイルス対策 マメ知識

※ 山梨県弁護士会は、新型コロナウイルスにより経済的に困りの労働者や事業者の方々のために、個人・労働者編、事業者編に分けて、政府等による支援策や法律相談で多い内容等をまとめたQ & Aを作りましたので、公表いたします。

もっとも、このQ & Aは、令和2年9月3日現在の政府や関係機関からの情報に基づき作成しているため、これ以後の支援策等の情報が反映されません。コロナウイルス対策に関する情報は日々変化しておりますので、最新の情報を入手するようにお願いいたします。

弁護士会でも適宜改定する予定ですが、最新の情報は、

- ・ 経済産業省「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ」 (<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf>)
- ・ 厚生労働省「生活を支えるための支援のご案内」 (<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000622924.pdf>)
- ・ 山梨県「新型コロナウイルス感染症に関する各種支援制度・相談窓口について」 (https://www.pref.yamanashi.jp/koucho/coronavirus/info_coronavirus_support.html)

が詳しく参考になりますので、ご覧いただきたいと思います。

目次

《個人・労働者編》

支援メニュー	概要	Q&A
特別定額給付金 (既に終了しました。)	基準日（令和2年4月27日）に住民基本台帳に記録されている方に対し、申請により、1人当たり10万円の給付を行う制度です。	→ 個人・労働者編 Q 1
緊急小口資金	各都道府県社会福祉協議会が、新型コロナウイルスの影響による休業や失業等により生活資金でお悩みの方に対し、特例貸付を実施する制度です。	→ 個人・労働者編 Q 2
総合支援資金		→ 個人・労働者編 Q 3
住宅確保給付金（家賃）	新型コロナウイルスの影響による休業等に伴う収入減少のため、離職や廃業に至っていないものの、こうした状況と同程度の状況に至り、住居を失うおそれが生じている方に対し、一定期間家賃相当額を支給する制度です。	→ 個人・労働者編 Q 4
休業手当	会社は、会社に関与のある理由で労働者を休業させた場合、労働者の最低限の生活の保障を図るため、休業期間中、6割以上の休業手当を支払う必要があります。	→ 個人・労働者編 Q 5

<p>新型コロナウイルス感染症 対応休業支援金・給付金</p>	<p>事業者において、雇用調整助成金の手続を行って休業手当を支給する場合もありますが、そのような手続を事業者が行ってくれない場合、厚生労働省において新設された新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を利用して直接国に対して求めることが可能です。</p>	<p>→ 個人・労働者編 Q 5 - 2</p>
<p>傷病手当金</p>	<p>傷病手当金は、健康保険等の被保険者が、業務災害以外の理由による病気やケガの療養のため仕事を休んだ場合に、所得保障を行う制度です。</p>	<p>→ 個人・労働者編 Q 6</p>
<p>失業手当</p>	<p>雇用保険の被保険者が、倒産、契約期間の満了等により離職した場合、失業中の生活を心配しないで、1日も早く再就職するために支給される手当です。</p>	<p>→ 個人・労働者編 Q 7</p>
<p>小学校休業等 対応助成金</p>	<p>小学校休業等対応助成金は、新型コロナウイルスの影響により、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子どもの保護者である労働者に対して、有給の休暇を与えた事業者を支援する制度です。</p>	<p>→ 個人・労働者編 Q 8 事業者編 Q 11</p>

<p>小学校休業等 対応支援金</p>	<p>新型コロナウイルスの影響により、小学校等が臨時休業した場合等に、子どもの世話をを行うため、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者へ支援金を支給する制度です。</p>	<p>→ 個人・労働者 編 Q 9</p>
<p>納税等の猶 予・減免</p>	<p>新型コロナウイルスの影響により、一定程度収入が下がった方々に対して、各種税金、国民健康保険料等の減免や猶予が認められる制度があります。</p>	<p>→ 個人・労働者 編 Q 10</p>
<p>学生支援 (大学在学中)</p>	<p>新型コロナウイルスの影響で学費等の支援が必要になった人のための制度として、日本学生支援機構が窓口となって行っている「高等教育修学支援新制度」と「貸与型奨学金」があります。</p>	<p>→ 個人・労働者 編 Q 11</p>
<p>学生支援 (高校在学中)</p>	<p>高校等に通う生徒等に対し、授業料の一部又は全部を支援する制度があります。また、教科書代や学用品費などの授業料以外の教育費を支援する制度もあります。</p>	<p>→ 個人・労働者 編 Q 12</p>

学生支援
（学びの継続の
ための「学生支援
緊急給付金」）

家庭から自立してアルバイト等により学費を賄っているものの、新型コロナウイルス拡大の影響により、その収入が大幅に減少している学生に対し、住民税非課税世帯の学生には20万円、そうでない学生には10万円の給付をする制度です。

→

[個人・労働者](#)
[編 Q 13](#)

Q 1 特別定額給付金、子育て世帯への臨時特別給付金

新型コロナウイルスに対する緊急経済対策で、特段減収がない場合でも受けられる給付措置などがあれば教えてください。

(回答)

新型コロナウイルスに対する緊急経済対策として、申請に基づき、特別定額給付金として1人あたり10万円の給付を受けることができましたが既に終了しました。

Q 2 緊急小口資金

新型コロナウイルスの影響により、休業せざるを得ず、給料がその分減ってしまいました。このままでは様々な支払いができず、緊急でお金が必要です。どうしたらよいでしょうか。

(回答)

社会福祉協議会では、新型コロナウイルスの影響による収入の減少があれば、失業や休業状態になくても、緊急小口資金という特例貸付を実施しています。貸付の上限額は、学校等の休業によって影響を受けた場合や世帯員の中に個人事業主等がいること等のため収入が減少した場合には20万円、その他の場合は10万円です。無利子かつ保証人不要で、据置期間は1年以内、償還期限は2年以内ですので、借りてから1年間は返済の必要がなく、1年を経過してから分割返済が始まります。まず、緊急小口資金で貸付を受け（最大20万円）、さらに収入減少や失業に至った場合には、次の[Q 3](#)の総合支援資金で、2人世帯の場合には最大20万円の貸付を3か月間受ける（最大60万円）ことができます（合計最大80万円）。また、今回の特例措置では新たに、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとされました。詳しくは、お住まいの市町村社会福祉協議会にお問い合わせ下さい。

Q 3 総合支援資金

新型コロナウイルスの影響により失業してしまい、今後仕事を探して再就職するまでの生活資金にゆとりがなく、困っています。どのようにすればよいでしょうか。

(回答)

社会福祉協議会では、新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により、生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯に対し、総合支援資金という特例貸付を行っています。新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、失業状態でなくても対象となります。貸付の上限額は、2人以上の世帯の場合、月20万円以内を3か月間（合計60万円以内）、1人世帯の場合、月15万円以内を3か月間（合計45万円以内）となっています。無利子かつ保証人不要で、据置期間1年以内、償還期限は10年以内となっていますので、借りてから1年間は返済の必要がなく、1年を経過してから分割返済が始まります。また、今回の特例措置では新たに、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとされました。詳しくは、お住まいの市町村社会福祉協議会にお問い合わせ下さい。

Q 4 住宅確保給付金（家賃）

新型コロナウイルスの影響で、失業してしまい、家賃が払えず、このままでは退去を迫られてしまいそうです。どのようにすればよいでしょうか。

(回答)

市町村の自立相談支援機関において、原則として3か月分（条件を満たせば最長9か月分）の家賃を住居確保給付金として受けることができます。給付を受けることができる1か月の家賃の目安は、市町村によって異なりますが、甲府市であれば単身世帯2万9000円、2人世帯3万5000円、

3～5人世帯3万8000円となっています（令和2年4月30日現在）。この制度は給付金であり、返済の必要がありません。また、失業していなくても、収入が著しく減少していて失業に近い状況であれば、利用できる場合もあります。詳しくは、お住まいの市町村の自立相談支援機関にお問い合わせ下さい（「自立相談支援機関 窓口一覧」等で検索できます。）。

Q 5 休業手当

新型コロナウイルスの影響で、勤務先が営業を自粛することになり、休業を余儀なくされました。このような場合、給与は一切支払われないのでしょうか。

（回答）

使用者の責めに帰すべき事由による休業の場合、使用者は、休業手当として平均賃金の6割以上の手当を支払わなければなりません。但し、不可抗力による休業の場合には休業手当を支払う必要はありません。自粛要請による休業については、それが使用者の責めに帰すべき事由による休業と判断されるかは、まさにケース・バイ・ケースですが、例えばテレワークをさせることもできたにも関わらず休業させたような場合であれば、不可抗力とは判断されず、休業手当を支払わなければならない場合が多いでしょう。これに対応して、事業者においても、休業手当を支払った事業者に対して雇用調整助成金が支給されることになっています（事業者編Q10を参照して下さい。）詳しくは山梨労働局、最寄りの労働基準監督署にお問い合わせいただくか、弁護士会（平日、10：00～17：00、電話055-235-7202）の法律相談をご利用下さい。

Q 5-2 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金

新型コロナウイルス感染症拡大防止の影響で勤め先が休業したものの、勤め先において、休業中の休業手当が出ませんでした。休業中の手当の支給などについて、勤め先は非常に非協力的なのですが、何か手立てはありますでしょうか？

(回答)

事業者において、雇用調整助成金の手続を行って休業手当を支給する場合がありますが、そのような手続を事業者が行ってくれない場合、厚生労働省において新設された新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を利用して直接国に対して求めることが可能です。

この制度では、休業前の平均賃金の8割（但し、1日あたりの支給額の上限は1万1000円）に休業日数を掛け合わせた金額を受け取ることができます。そして、対象期間は、休業期間に応じ受付開始日と締切日が異なりますが、現時点では、12月31日まで延長されています。これは、事業者の協力なく申請することが可能です。

詳しくは、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター（0120-221-276）までお問い合わせ下さい。

Q 6 傷病手当金

新型コロナウイルスに罹患してしまい、2週間以上仕事を休むことになり、収入が減ってしまいました。何か補償を受けることはできないでしょうか。

(回答)

業務に関係のない理由で病気となって、4日以上のお休みを取らざるを得なくなった場合には、4日以降の仕事を休んだ日について、最長1年6か月の間、傷病手当金を受け取ることができます。受取可能額は、直近12か月の月額報酬の30分の1相当額の3分の2に支給対象日数を掛けた金額になります。具体的な手続につきましては、ご加入の健康保険の保険者にご確認下さい。

Q 7 失業手当

新型コロナウイルスの影響で会社の事業がストップしてしまい、解雇されてしまいました。求職期間中無収入となってしまいました大変です。どうすればよいのでしょうか。

(回答)

使用者は労働者を自由に解雇することはできず、正当理由が必要です。正当理由がない解雇は無効です。特に整理解雇は、①人員削減の必要性、②解雇回避努力義務を尽くしているか、③人選の合理性、④手続の相当性という4要素をもとに、解雇の有効性を厳格に判断することとされており、有効性を争う方法もあります。解雇を前提とすると、整理解雇のように会社の都合で退職を余儀なくされた場合、離職日から7日の待機期間のあと、失業手当を受け取ることが出来ます。なお、自己都合退職の場合には、7日に加えて3か月の待機期間がありますのでご注意ください。詳細な受給資格、受給金額及び受給日数は、在職期間、在職時の収入及び年齢等によって異なりますので、最寄りのハローワークにお問い合わせ下さい。

Q 8 小学校休業等対応助成金

ひとり親世帯でパート勤務をしている者ですが、新型コロナウイルスの影響で学校が休校となってしまう、子どもが小さいので面倒をみるために仕事を休まざるを得ず、パート収入が大きく減ってしまいました。事業所(勤め先)自体は営業しており、こちらから休業をお願いしたので、休業手当などの支給も受けていません。このような場合に、公的な支援を受けることは可能でしょうか。

(回答)

この場合、事業所があなた(労働者)に対して有給の休暇(令和2年2月27日から9月30日までの有給の休暇。但し、労働基準法上の年次有給休暇を除きます。)を与えるのであれば、

国から事業所に対して、小学校休業等対応助成金（但し、8330円であった上限が4月1日以降に取得した休暇等においては、1万5000円に引き上げられました。1日上限8330円）が助成される制度があるので、まずは事業所に対して、有給の休暇を与えてくれるよう要請することが必要です。なお、山梨県が実施していた子育て家庭休業助成金は受付終了しました。

Q 9 小学校休業等対応支援金

個人事業をしている者ですが、新型コロナウイルスの影響で小学校が臨時休業となり、子どもの面倒をみる必要がある為に依頼された仕事ができなくなりました。このような場合に何かしら補償を受けることが可能でしょうか。

（回答）

厚生労働省において、新型コロナウイルスによる小学校休業等対応支援金が創設され、個人事業者の方において、依頼された仕事ができなくなった日数に応じて、直接支援金を受け取ることができる制度があります。支給の対象となる期間と金額は、現状では令和2年2月27日から3月31日までの間において、就業できなかった日について、1日当たり4100円（定額）、令和2年4月1日から9月30日までの間において、就業できなかった日について、1日当たり7500円（定額）となっています。詳しくは、学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター（平日土日祝日、9：00～21：00、電話0120-60-3999）にお問い合わせ下さい。

Q 10 納税等の猶予・減免

新型コロナウイルスの影響により、収入が一定程度下がってしまい、

- （1）各種保険料（国民健康保険料、介護保険料、国民年金保険料）**
- （2）各種国税（所得税、法人税、消費税、相続税、贈与税、**

自動車重量税など（印紙税を除く）

（３）各種県税（県民税、事業税、地方消費税、自動車税など）

（４）各種市町村税（市町村民税、固定資産税、軽自動車税（種別割））

（５）電気・ガス料金などの支払いが難しい状況です。

何か救済措置はあるでしょうか。

（回答）

（１）各種保険料に関して

新型コロナウイルスの影響により一定程度収入が下がった方々等に対しては、これらの保険料の減免や徴収猶予等が認められる場合があります。お住まいの市町村、年金事務所又は国民健康保険組合にお問い合わせ下さい。なお、新型コロナウイルスの影響により、令和２年２月以降に収入が減少し、所得が相当程度まで下がった方については、個人が納める国民年金保険料の全部・一部の免除や猶予が設けられました（受付開始は令和２年５月１日です。）。この臨時特例は令和２年２月分から６月分までの国民年金保険料に適用されます。令和２年７月分以降の免除等は次の免除期間（令和２年度の免除期間）での申請手続となりますので、令和２年７月以降に改めて申請することになります。申請書類を市町村の国民年金担当課又は年金事務所に提出する必要がありますので、詳しくはお住まいの市町村国民年金担当課又は年金事務所にお問い合わせ下さい。

（２）各種国税に関して

新型コロナウイルスの影響により令和２年２月以降の任意の期間（１か月以上）において、事業等にかかる収入（事業収入のほか、給与収入などの定期的な収入も含みます。）が前年同期に比べて概ね２０％以上減少しており、一時に納税することが困難である場合には、令和２年２月１日から同３年１月３１日までに納期限が到来する国税につき、１年間納税が猶予され、その間延滞税がなく、担保も不要である特例が創設されました。なお、

かかる要件を充たさない場合でも、一時の納税により事業の継続・生活維持が困難なおそれがある等の場合には、原則として1年間納税が猶予され、延滞税が年8.9%から年1.6%に軽減される場合があります。特例猶予には納期限までに申請が必要ですので、まずは、国税局猶予相談センター（平日、9:00～17:00、電話03-6672-3503）にお問い合わせ下さい。

(3) 各種県税に関して

新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少しており、一時に納付し、又は納入を行うことが困難である場合には、令和2年2月1日から同3年1月31日までに納期限が到来する個人事業税、法人事業税、不動産取得税、自動車税などほぼ全ての税金につき、国税と同様、1年間納税が猶予され、その間延滞税がなく、担保も不要である特例が創設されました。特例猶予には関係法令の施行から2か月後、又は納期限（納期限が延長された場合は延長後の期限）のいずれか遅い日までに申請が必要ですので、まずは、山梨県総合県税事務所滞納整理部（電話055-261-0111）にお問い合わせ下さい。

(4) 各種市町村税に関して

市町村民税、固定資産税を始めとして、山梨県内各市町村において、各種国税や各種県税と同様の減免措置が創設されておりますので、お住まいの市町村の担当課にお問い合わせ下さい。

(5) 電気・ガス料金に関して

個人又は企業に関わらず、新型コロナウイルスの影響により、電気・ガス料金の支払いに困難な事情がある方に対しては、その置かれた状況に配慮し、料金の未払いによる供給停止の猶予など、電気・ガス料金の支払いの猶予について、柔軟な対応を行うよう、国から電気・ガス事業者に対して要請されたことから、契約している電気・ガス事業者に相談されることをお勧めします。

Q 11 学生支援（大学在学中）

私はアルバイトをしながら大学に通っていますが、今般のコロナウイルスの影響により、アルバイトにも行けなくなり、また、学費を支援してくれている父親（自営業）の売上げも半減以上し、私の学費を支払うことができなくなりそうです。私は大学を辞めたくありませんが、どうしたらよいでしょうか。

（回答）

（1）アルバイトの休業や自営業の売上げの減少への支援について

使用者の責めに帰すべき事由による休業の場合は、使用者は、休業手当として平均賃金の6割以上の手当を支払わなければならないため、使用者に休業手当の支給を求めることが考えられます（「使用者の責めに帰すべき事由」の詳細については個人・労働者編 [Q 5](#) を参照して下さい。）。

また、現在、休業手当を支払った使用者に費用を助成する「雇用調整助成金」も拡大されており、雇用保険被保険者でない労働者（事業主と雇用関係にある週20時間未満のパート、アルバイト（学生も含む））も対象となっておりますので、「雇用調整助成金」の積極的な活用を使用者に促すことも必要です（「雇用調整助成金」については、事業者編 [Q 10](#) を参照して下さい。）。

自営業者の売上げの減少については、「持続化給付金」という制度があり、新型コロナウイルスの影響により売上げが前年同月比で50%以上減少している場合に一定の給付金を得ることができますので、この制度の活用を検討することが必要です（「持続化給付金」の詳細につきましては、事業者編 [Q 12](#) を参照して下さい。）。

その他にも、社会福祉協議会では、新型コロナウイルスの影響による収入の減少があれば、失業や休業状態になくても、「緊急小口資金」という特例貸し付けを実施

しています（「緊急小口資金」の詳細につきましては、個人・労働者編 [Q 2](#) を参照して下さい。）

（2）学費等の支援について

新型コロナウイルスの影響で学費等の支援が必要になった人のための制度として、日本学生支援機構が窓口となって行っている「高等教育修学支援新制度」と「貸与型奨学金」があります。

ア 高等教育修学支援新制度

住民税非課税世帯及びこれに準ずる世帯の学生（4人世帯の目安年収～380万円）に対して、授業料・入学金の免除、給付型奨学金の支給を行う制度です。

住民税は、前年所得をもとに算定されますが、予期できない事由により家計が急変し、急変後の収入状況が住民税に反映される前に緊急に支援の必要がある場合には、急変後の所得の見込みにより要件を満たすことが確認できれば支援対象となります。

そして、「家計を急変させる予期できない事由」とは、①生計維持者（学生の父母等）の死亡、②事故・病気による就労困難、③失職（定年退職や正当な理由のない自己都合退職等の自発的失業は含まれません。）、④災害です。新型コロナウイルスの影響により家計が急変した場合であって、上記①～③にいずれも該当しない場合には、④に類するものとして取り扱われるとされています。

授業料の減免額ですが、授業料減免の対象となる学生の存在する学校の種類、設置者等の別に応じた一定額を上限として、当該学生に係る授業料及び入学金の額とされており、非課税世帯に準ずる世帯の学生に対しては、非課税世帯の学生に対する減免額の3分の2又の額又は3分の1の額を減免するとされています。

具体的には、住民税非課税世帯では、昼間制の大学における授業料の減免上限額が、国公立で53万

5800円（年額）、私立で70万円（年額）となっています。また、入学金の減免上限額は、国公立で28万2000円（1回限り）、私立で26万円（1回限り）です。「国立大学等の授業料その他の表に関する省令」では、国立大学の授業料が年間53万5800円、入学金が28万2000円となっているため、要件を満たせば、全額免除の適用を受けられる可能性があります。

給付型奨学金ですが、これは返還不要の奨学金であり、国立大学の場合、自宅通学で毎月2万9200円、自宅外通学で毎月6万6700円となっており、私立大学の場合、自宅通学で毎月3万8300円、自宅外通学で毎月7万5800円となっています。

イ 貸与型奨学金

日本学生支援機構の貸与型奨学金は、平成11年から保護者の失職、倒産や災害等により家計が急変し、緊急の奨学金貸与の必要が生じた学生・生徒に対応するようになりました。ですので、新型コロナウイルスの影響で、世帯の収入が大きく減少した場合にも利用できます。既に貸与奨学金利用中の人もさらに支援が必要であれば、利用額を増額することもできます。

無利子の緊急採用奨学金（第1種）と有利子の応急採用奨学金（第2種）があります。

対象学校種は、大学・短大、大学院（修士課程・博士課程）、高等専門学校（第2種は4・5年生）、専修学校専門課程の学生・生徒で学修意欲がある人とされています。

家計の大まかな目安は、子ども1～3人の場合、第1種で年収700万円～1290万円以下、第2種で年収870万円～1670万円以下ですが、家計急変の場合、家計急変後の年間所得見込額で基準を満たすかどうかを判定します。

貸与月額ですが、緊急採用奨学金（第1種）は、最高月額が、国立大学の場合、自宅通学で4万5000円、自宅外通学で5万1000円となっており、私立大学の場合、自宅通学で5万4000円、自宅外通学で6万4000円となっています。

また、応急採用奨学金（第2種）は、2万円～12万円となっています。

詳しくは、日本学生支援機構奨学金相談センター（月～金、9：00～20：00、電話0570-666-301）にお問い合わせ下さい

Q12 学生支援（高校在学中）

私は、父親の収入で高校に通っていますが、今般のコロナウイルスの影響により、父親が会社から休業をさせられ給料が入ってこなくなってしまう、私の高校の学費を支払うことができなくなりました。私の学費はどうしたらよいでしょうか。

（回答）

（1）会社を休業したことによる給料の減少への支援について

使用者の責めに帰すべき事由による休業の場合は、使用者は、休業手当として平均賃金の6割以上の手当を支払わなければならないため、使用者に休業手当の支給を求めることが考えられます（「使用者の責めに帰すべき事由」の詳細については個人・労働者編 [Q5](#) を参照して下さい。）。

また、現在、休業手当を支払った使用者に費用を助成する「雇用調整助成金」も拡大されており、雇用保険被保険者でない労働者（事業主と雇用関係にある週20時間未満のパート、アルバイト（学生も含む））も対象となっておりますので、「雇用調整助成金」の積極的な活用を使用者に促すことも必要です（「雇用調整助成金」については、事業者編 [Q10](#) を参照して下さい。）。

その他にも、社会福祉協議会では、新型コロナウイルスの影響による収入の減少があれば、失業や休業状態になくても、「緊急小口資金」という特例貸し付けを実施しています（「緊急小口資金」の詳細につきましては、個人・労働者編 [Q 2](#) を参照して下さい。）

(2) 学費等の支援について

「高等学校等就学支援金」と「高校生等奨学給付金」の制度があります。

ア 高等学校等就学支援金について

高校等に通う生徒等に対し、授業料の一部又は全部を支援する制度です。令和2年4月から、私立高校については、年収約590万円未満世帯を対象として、現行の就学支援金の支給上限額が全国の私立高校の平均授業料を勘案した水準（私立高校（全日制）の場合、39万6000円）まで引き上げられ、これまで以上に支援が充実しました。

また、国公立の高等学校については、これまで同様、年収910万円未満世帯に対して、授業料相当額の就学支援金が支給されます。

既に全国の約8割の生徒が利用している制度ですが、新型コロナウイルスの影響で家庭の経済状況が急変した場合、急変による収入状況が就学支援金の支給額に反映されるまでの間（例えば、家計急変後の収入に基づく道府県民税所得割額や市町村民税所得割額を基準とした支給が始まるまで）、就学支援金と同等の支援を受けられる場合があります。

なお、山梨県では、「私立高等学校等授業料減免制度」があり、授業料から就学支援金を控除した金額を上限として年額5万8000円の支援を受けることができます。

イ 高校生等奨学給付金について

教科書代や学用品費などの授業料以外の教育費を支援する制度で、生活保護世帯と住民税非課税世帯を対象として、返還の必要がないものとなっていま

す。

(ア) 公立学校

生活保護受給世帯については、年額3万2300円、住民税非課税世帯については、全日制等で第1子について8万2700円（第2子以降は、15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合、12万9700円）、通信制で3万6500円が支給されます。

(イ) 私立学校

生活保護受給世帯については、年額5万2600円、住民税非課税世帯については、全日制で9万8500円（第2子以降は15歳以上23歳未満の兄弟がいる場合、13万8000円）、通信制で3万8100円となっています。

詳しくは、通学している高校等または公立学校については山梨県高校教育課（055-223-1769）、私立学校については山梨県県民生活部私学・科学振興課（055-223-1322）にお問い合わせ下さい。

Q13 学生支援（学生支援緊急給付金）

アルバイト収入が減少した学生を支援する給付金制度が創設されたと聞きましたがどのような制度でしょうか。

（回答）

「学びの継続」のための「学生支援緊急給付金」という制度です。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、世帯収入・アルバイト収入の大幅な減少により、学生生活にも経済的な影響が顕著になっている状況の中で、大学等での修学の継続が困難になっている学生等が修学をあきらめることがないよう、現金を支給する事業です。

要件として、

- ① 家庭から多額の仕送りを受けていない。
- ② 原則として自宅外で生活している（自宅生でも家庭から学費等の援助を受けていない場合は対象となり得ます。）。
- ③ 生活費・学費に占めるアルバイト収入の割合が高い。
- ④ 家庭の収入減少等により、家庭からの追加的給付が期待できない。
- ⑤ 新型コロナウイルスの影響でアルバイト収入が大幅に減少（前月比の50%以上減少）している。
- ⑥ 高等教育修学支援新制度等の既存の支援制度を活用している。

を設定していますが、最終的には、大学側が学生の自己申告状況等に基づき総合的に判断することとなっています。

対象学生は、国公立大学（大学院を含む）・短大・高専・専門学校・日本語教育機関とされ、留学生も含むとされています。

給付額は、住民税非課税世帯の学生で20万円、それ以外の学生で10万円となっています。

申請は、5月19日以降、順次各大学において受付を開始します。申請締切日を在学期に必ず確認し、募集時期を逃さないように注意してください。

学校によってはラインによる申請も受け付けております。ラインによる申請方法については、以下の動画からも見るができますので参考にしてください。

<https://www.youtube.com/watch?v=Iln5tiDzQx4>

詳しくは、在学期にお問い合わせください。

《事業者編》

支援メニュー	概要	Q&A
新型コロナウイルスの影響による売上げ激減に対応するための注意点	資金繰り表の作成、助成金・補助金の有効活用、債務整理等。	→ 事業者編 Q 1
支払猶予、資金繰り対策等の相談先	融資、助成金・補助金、労働雇用等に関する相談先一覧。	→ 事業者編 Q 2
借入金債務に対する債務整理の方法	中小企業再生支援協議会による支援、特定調停、民事再生等。	→ 事業者編 Q 3
従業員対応（発熱のある従業員に対し業務命令として帰宅させることができるか。その場合、休業手当を支払わないといけないか。）	不可抗力による休業の場合は使用者の責めに帰すべき事由に当たらず、休業手当を支払わないでよい場合もあるが、不可抗力の判断は厳格である。	→ 事業者編 Q 4
従業員対応（新型コロナウイルスに感染した従業員を休業させた場合、休業手当を支払わないといけないか。）	一般的には使用者の責めに帰すべき事由による休業とは言えず、休業手当を支払う必要はない。	→ 事業者編 Q 5

<p>従業員対策 （従業員が発熱して自主的に休業している場合、従業員に休業手当を支払わないといけないか。）</p>	<p>基本的には、通常の病欠と同様、休業手当を支払う必要はない。</p>
---	--------------------------------------

→

<p>事業者編 Q 6</p>

<p>従業員対策 （新型コロナウイルスに感染している疑いのある従業員に年次有給休暇を取得させて休業させることは許されるか。）</p>	<p>使用者は労働者に対して年次有給休暇を一方的に取得させることはできない。</p>
--	--

→

<p>事業者編 Q 7</p>

<p>従業員対策 （緊急事態宣言による休業要請に従って休業している場合、従業員に対して休業手当を支払う必要があるか。）</p>	<p>緊急事態宣言により特定施設の使用制限が要請されたとしても、直ちに休業手当を支払う必要がないということにはならず、ケースバイケースである。</p>
---	---

→

<p>事業者編 Q 8</p>

<p>従業員対策 （新型コロナウイルスの影響によって事業所を閉鎖する場合、従業員に対してどのように対応すればよいか。）</p>	<p>配置転換による雇用維持の検討と整理解雇の4要件。</p>
---	---------------------------------

→

<p>事業者編 Q 9</p>

～ 給付金（返済の必要なし）～

売上高要件	支援メニュー	概要	Q&A
売上高 50% 以上減少	→ 持続化給付金	新型コロナウイルスの影響のために売上げが半減した事業者に対して、給付する制度です。上限は法人200万円、個人事業者等は100万円です。	→ 事業者編 Q12
売上高 50% 以上減少 または 連続する 3か月の 合計で3 0%以上 減少	→ 家賃支援給付金	売上げの減少に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃（賃料）の負担を軽減する給付金を支給する制度です。	→ 事業者編 Q12-2

～ 助成金（返済の必要なし）～

売上高要件	支援メニュー	概要	Q&A
売上高 5% 以上減少	→ 雇用調整助成金	従業員に対して休業損害（60%以上）を支払った事業者に助成する制度です。	→ 事業者編 Q10
売上高 関係なし	→ 小学校休業等対応助成金	小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子どもの保護者である労働者に対して有給の休暇（賃金全額支払い）を取得させた事業者に助成する制度です。	→ 個人・労働者編 Q8 事業者編 Q11

売上高 関係なし	→	働き方改革 推進支援 成金（新 型コロナ ウイルス 対策のた めのテレ ワークコ ース）	新たにテレ ワーク中 小企業 等に 対し テレ ワーク の導 入等 につ いて 制度 です。	→	事業者編 Q 13
-------------	---	--	--	---	-------------------------------

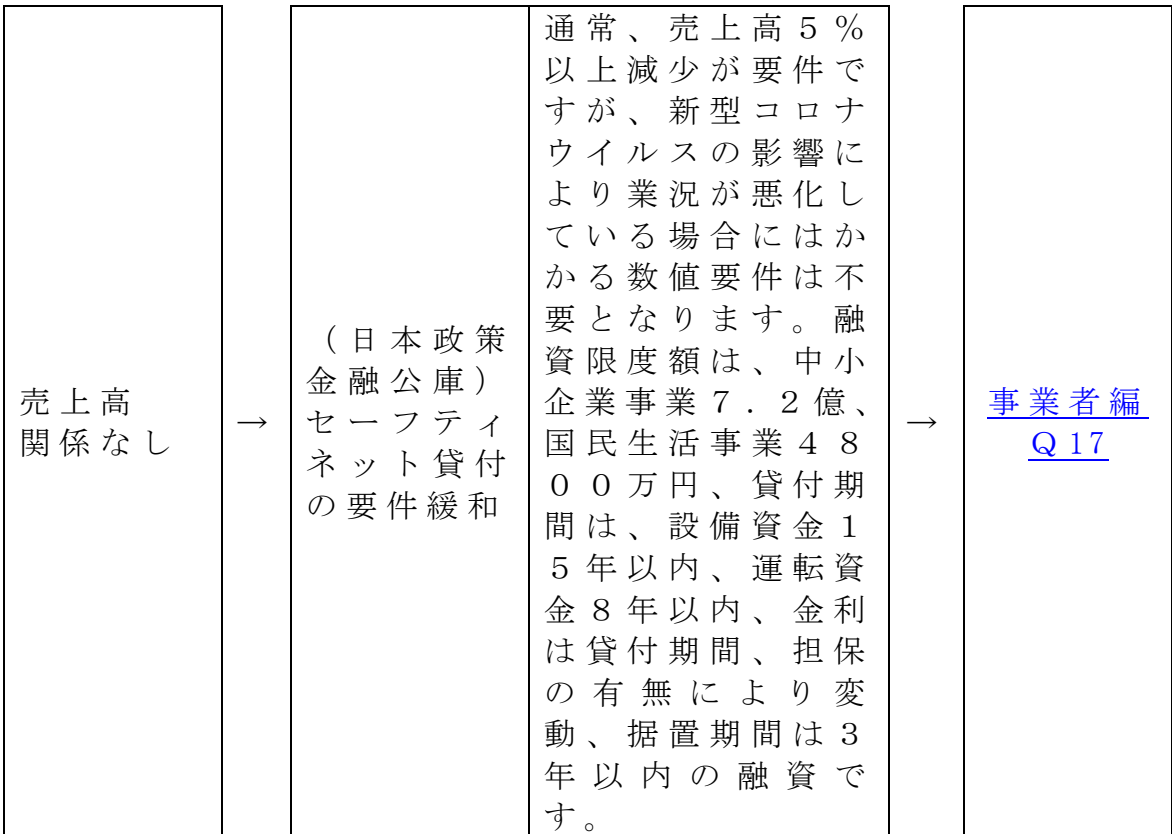
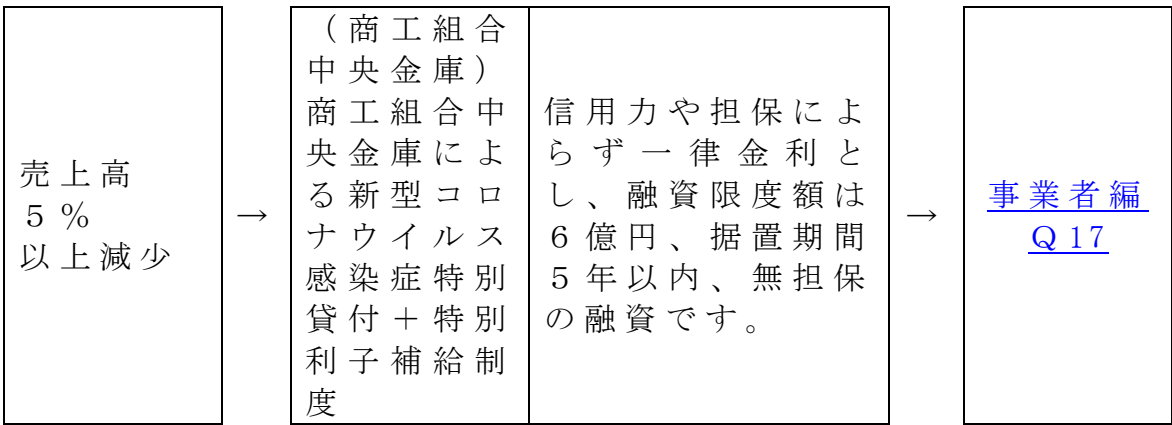
売上高 関係なし	→	生産性革命 推進事業 （ものづ くり・商 業・サー ビス補 助）	中国の自社 工場が 操業停 止し、 国内 に拠 点を 移転 する など、 新製 品・サ ービス ・生 産プ ロセ スの 改善 に必 要な 設備 投資 等を 支援 する ため の制 度で あり、 通常 枠と 新 型コ ロナ ウイ ルス の影 響を 乗り 越え るた めの 特別 枠が あり ます。	→	事業者編 Q 14
-------------	---	--	--	---	-------------------------------

売上高 関係なし	→	生産性革命 推進事業 （持続化 補助）	旅館が自動 受付機 を導入し、 非対面 型のサ ービス を導 入する など、 小規 模事 業者 の販 路拡 大等 のた めの 取組 を支 援す る制 度で あり、 通常 枠と 新 型コ ロナ ウイ ルス の影 響を 乗り 越え るた めの 特別 枠が あり ます。	→	事業者編 Q 15
-------------	---	------------------------------	---	---	-------------------------------

売上高 関係なし	→	生産革命推 進事業（I T導入補 助）	在宅勤務制 度を新 たに 導入 する ため、 テレ ワー クに 利用 でき る業 務を 効 率化 する ツ ール 等 を導 入す る小 規 模事 業者 を支 援す る制 度で あり、 通常 枠と 新 型コ ロナ ウイ ルス 対 策の た めの 特 別 枠 が あ り ま す。	→	事業者編 Q 16
-------------	---	------------------------------	--	---	-------------------------------

～融資（返済の必要あり）～

売上高要件	支援メニュー	概要	Q&A
売上高 5% 以上減少	（日本政策金融公庫） 新型コロナウイルス感染症特別貸付＋特別利子補給制度	信用力や担保によらず一律金利とし、融資限度額は中小企業事業6億円、国民生活事業8000万円、据置期間5年以内、無担保の融資です。	事業編 Q17
売上高 5% 以上減少	（日本政策金融公庫） 小規模事業者経営改善資金（マル経融資）の特例措置＋特別利子補給制度	商工会議所、商工会、都道府県商工会連合会の経営指導員による経営指導を受けた小規模事業者に対する無担保の融資です。	事業者編 Q17
売上高 5% 以上減少	（日本政策金融公庫） 生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付＋特別利子補給制度	生活衛生関係（理容、飲食、公衆浴場、旅館、クリーニング等）の事業者に対する無担保の融資です。	事業者編 Q17
売上高 5% 以上減少	（日本政策金融公庫） 新型コロナウイルス対策生活衛生改善特別貸付＋特別利子補給制度	生活衛生同業組合などの経営指導を受けている生活衛生関係（理容、飲食、公衆浴場、旅館、クリーニング等）の事業者に対する無担保の融資です。	事業者編 Q17



～信用保証協会による保証（借入のために）～

売上高要件	支援メニュー	概要	Q&A
売上高 20% 以上減少	→ セーフティ ネット4号	信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で借入債務を100%保証する制度です。全都道府県が対象です。	→ 事業編 Q17
売上高 5% 以上減少	→ セーフティ ネット5号	指定業種に属する事業を行っている事業者の借入債務を80%保証する制度です。	→ 事業編 Q17
売上高 15% 以上減少	→ 危機関連保証	全国、全業種（一部例外あり）の中小企業・小規模事業者を対象に、一般枠（最大2.8億円）、セーフティネット保証枠（最大2.8億円）の他、更なる危機関連枠（最大2.8億円）として借入債務を100%保証する制度です。	→ 事業編 Q17

～ 公租公課等の納付猶予・減免等～

売上高要件	支援メニュー	Q&A
売上高 概ね20%以上減少	納税の猶予	→ 事業者編 Q18
売上高 関係なし	税務申告の延長	→ 事業者編 Q19
売上高 概ね20%以上減少 (無関係な制度もあり)	社会保険料等の納付猶予	→ 事業者編 Q20

～ 取引関係～

内 容	該当箇所
契約の一方的解除	→ 事業者編 Q21
イベント料の払い戻しの要否	→ 事業者編 Q22
安全配慮義務	→ 事業者編 Q23

Q 1（総論）

これまではそれほど業績も悪くなかったのですが、今般の新型コロナウイルス騒動で売上げが激減してしまいました。何とか事業を継続したいのですが、どのような点に注意すればよいでしょうか。

（回答）

新型コロナウイルス騒動が原因であれば、何とか資金を切らさないように資金繰りを継続していくことが重要です。そうすれば、いずれは新型コロナウイルスも収束するので、業績の回復を見込むことができます。そのためには、実態把握のために資金繰り表を作成することです。日繰り表などを作って、資金の状況を把握し、売上げが最悪のときにはどこまで資金が持つかをシミュレーションしておくことが必要です。そして、①国や自治体からの助成金や支援金等を受けること、②国や自治体等の緊急融資制度、信用保証制度を利用すること、③公租公課の支払猶予を活用すること、④債権者に状況を話して各種支払い（例えば、家賃、電話代等の固定経費等）を一時的に猶予してもらうこと、⑤従業員にも理解を求め、在宅勤務、有給の消化、給料の延べ払いをお願いすること（会社都合で休業させると従業員に対して6割の休業補償をしなければなりません。）などが必要です。これらについては、以下のQを参照して下さい。

Q 2

支払猶予、資金繰り対策等で相談するにはどこに相談すればよいでしょうか。

（回答）

まずは、取引先金融機関に相談して下さい。但し、既に元利金の返済が止まっているとか、間もなく資金ショートとなるような場合は、取引先金融機関の預金口座に預金があると預金口

ックされることも考えられるので慎重に対応する必要があります。

その他、

(1) 資金繰り支援に関しては、

- ① 日本政策金融公庫甲府支店（中小企業事業、平日、9：00～18：00、電話055-228-5790）
- ② 商工組合中央金庫甲府支店（平日、9：00～15：00、電話055-233-1161）
- ③ 山梨県信用保証協会（平日、9：00～17：00、電話0120-970-260。土日祝日、9：00～17：00、電話055-235-9706又は055-235-9709）

等があります。

(2) 自治体等からの融資や助成金等金融支援については、

- ① 山梨県産業振興課（平日、9：00～16：00、電話055-223-1554）
- ② 甲府商工会議所（平日、9：00～17：30、電話055-233-2241）
- ③ 富士吉田商工会議所（平日、8：30～17：15、電話0555-24-7111）
- ④ 山梨県商工会連合会（平日、8：30～17：15、電話055-235-2115）他その他各市町村の商工会

等があります。

(3) 労働・雇用支援については、

- ① 山梨県労政雇用課（平日、8：30～17：15、電話055-223-1561）
- ② 山梨労働局（平日、8：30～17：15、電話055-225-2851）等があります。

その他、多くの窓口がありますので、山梨県HPをご覧ください。

(<https://www.pref.yamanashi.jp/shouko-kik/koronasoudanmadoguchi.html>)

Q 3

もともと経営が苦しく、いつ倒産してもおかしくない状況でしたが、今般の新型コロナウイルス騒動で売上げが減少し、決定的な打撃を受けています。金融機関の借入金債務を免除してもらえないとやっていけません。法的にはどのような手段があるのでしょうか。

(回答)

- (1) 中小企業再生支援協議会による支援を受けて、債務の整理をする方法があります。同協議会はやまなし産業支援機構内に設置されており、公正中立な第三者としての立場から、企業の事業面、財務面の詳細な調査分析（デューデリジェンス）を実施し、かつ当該企業が窮境に至った原因の分析等を実施したうえで、債務者による再生計画案の策定を支援するとともに、取引先金融機関に再生計画案を提示し、金融機関との調整を実施しています。個別支援チーム（弁護士、公認会計士、税理士、中小企業診断士等）を編成して、具体的で実現可能な経営改善計画を策定します。相談料は無料ですが、計画を策定する場合には一定の時間とコストを要します。詳しくは、やまなし産業支援機構（平日のみ、電話055-220-2977）にお問い合わせ下さい。
- (2) 特定調停を利用して、債務の整理をする方法があります。これは日弁連が作った比較的小規模な事業者向けのスキームであり、弁護士が主宰者となり、金融機関の概ねの同意を得てから、簡易裁判所に申立てを行うことを想定しています。詳しくは、弁護士にご相談下さい（山梨県弁護士会、平日のみ、電話055-235-7202）。
- (3) 民事再生手続を裁判所に申し立てる方法があります。これは取引先金融期間だけでなく、取引先等の他の債権者も巻き込むので、風評被害や事業価値の毀損のリスクがあるのに加え、手続コストも相応に要しますが、全ての債務の支払いを一度棚上げにでき、強制力もありますので、抜本

的に再生を目指すことができます。詳しくは、弁護士にご相談下さい（山梨県弁護士会、平日のみ、電話055-235-7202）。

Q 4（従業員対応）

新型コロナウイルスであることまでは特定できませんが、発熱の症状がある従業員に対し、就業を拒否し、業務命令として帰宅させることはできますか。また、そのように帰宅させた場合、賃金の支払いや、休業手当の支払いが必要ですか。

（回答）

「使用者の責めに帰すべき事由による休業」（労働基準法26条）の場合には、使用者は、労働者に対し、平均賃金の60%の休業手当を支払わないといけないとされています。厚生労働省は、不可抗力による休業の場合は、使用者の責めに帰すべき事由に当たらないとしており、不可抗力とは、①その原因が事業の外部より発生した事故であること、②事業主が通常の経営者として最大の注意を尽くしてもなお避けることのできない事故であることの2つの要件を充たすものでなければならぬと解釈しています。そのため、一定の諸症状の確認等がなされ、その結果として、使用者として、出社拒否が必要と判断したのであれば、原則として使用者側に帰責事由はないと考えられます。但し、自宅勤務などの方法により労働者を業務に従事させることが可能な場合において、これを十分に検討するなど休業の回避について通常使用者として行うべき最善の努力を尽くしていないと認められた場合には、休業手当の支払いが必要となる場合もあります。

また、従業員が「帰国者・接触者相談センター」に相談した結果、職務の継続が可能な場合に、使用者の自主的判断で休業させる場合には、一般的に「使用者の責めに帰すべき事由による休業」に該当し、休業手当を支払う必要があります。

なお、休業手当を支払った使用者には、所定要件を充たせば雇用調整助成金が支給されますので、[Q 10](#)を参照して下さい。

Q 5

新型コロナウイルスに感染した従業員を休業させる場合、休業手当を支払わないといけないのですか。

(回答)

感染症法に基づき、都道府県知事は、当該従業員に対して就業制限（感染症法18条）や入院の勧告等（同法19条）を行うことができますが、このように都道府県知事が行う就業制限により従業員が休業する場合は、一般的には「使用者の責めに帰すべき事由による休業」に該当せず、休業手当を支払う必要はありません。この場合、被用者保険に加入しており、所定要件を充たせば、被保険者に対して、各保険者から傷病手当金が支給されます。具体的には、療養のために労務に服することができなくなった日から起算して連続3日を経過した日から、直近12か月の平均の標準報酬日額の3分の2について、傷病手当金が支給されます。支給要件の詳細や具体的な手続については、加入している健康保険の保険者にご確認下さい。

Q 6

従業員が発熱などの症状があるため自主的に休んでいます。その場合、休業手当の支払いは必要ですか。

(回答)

労働者が自主的に休む場合は、通常病欠と同様であり、休業手当を支払う必要はありません。但し、発熱などの症状があることのみをもって、一律に従業員を休ませる措置を、使用者がとる場合のように、使用者の自主的な判断で休業させる場合は、「使用者の責めに帰すべき事由による休業」と判断され、休業手当を支払わなければならない場合もあります（[Q 4](#)をご参照下さい。）。休業命令には様々な状況が考えられますので、詳しくは弁護士にご相談下さい（山梨県弁護士会、平日のみ、

電話 0 5 5 - 2 3 5 - 7 2 0 2) 。

Q 7

新型コロナウイルスに感染している疑いのある従業員について、一律に年次有給休暇を取得したこととする取扱いに、問題はありませんか。

また、従業員から、学校の一斉休業に伴い、子どもの面倒をみるために仕事を休まなければならないと言われました。この場合にも、年次有給休暇を取得させて対応すればよいでしょうか。

(回答)

年次有給休暇は、原則として労働者の請求する時季に与えなければならないものですので、使用者が一方的に取得させることはできません。なお、後段については、臨時休業した小学校や特別支援学校、幼稚園、保育所、認定こども園などに通う子どもを世話するために従業員（正規・非正規を問わず）に、有給の休暇（法定の年次有給休暇を除きます。）を取得させた会社に対しては、休暇中に支払った賃金全額（但し、8330円であった上限が4月1日以降に取得した休暇等においては、1万5000円に引き上げられました。）が国から助成されます（[Q 11](#)をご参照下さい。）。

Q 8

私はキャバレーを営んでおりますが、今般の国による緊急事態宣言により、休業を要請されたことから、現在、お店を閉めており、売上げもありません。このような状況ですので、従業員に給料も支払えず、休業してもらっていますが、休業手当を支払わないといけないのでしょうか。

(回答)

この点に関し、加藤厚生労働大臣は記者会見で、新型コロナ

ウィルス特措法に基づき緊急事態宣言が発令され、特定施設の使用が制限された場合、使用者側の休業手当支払い義務について「一律に、直ちになくなるものではない」と述べています。加藤厚生労働大臣は支払いの要否について「（原因が）不可抗力によるものかどうかポイント」と指摘しており、「自宅勤務などで労働者を業務させることが可能か、他に就かせる業務があるかも含め総合的な判断が必要」と説明しています。この加藤厚生労働大臣の見解に拘束されるわけではありませんが、概ね同様と考えられます。それゆえ、緊急事態宣言により、特定施設の使用制限が要請されたとしても、直ちに休業手当を支払う必要がないということにはなりません。

なお、休業手当を支払った使用者には、所定要件を充たせば雇用調整助成金が支給されます（[Q 10](#)をご参照下さい。）。

Q 9

新型コロナウイルスによって、事業の休止などを余儀なくされ、やむを得ず事業所を閉鎖する場合に、閉鎖されていた事業所で働いていた従業員に対し、どのような対応をすればよいのでしょうか。

（回答）

まず、閉鎖された事業所で勤務地限定社員として働いていた従業員も含め、所属従業員が他の事業所で働くことができるかどうかと、本人が他の事業所で働く意思について確認し、配置転換による雇用の維持を検討する必要があります。そのような代替の勤務地が見つからない場合には、整理解雇も視野に入れることになり、整理解雇の4要素（①人員削減の必要性、②解雇回避努力義務を尽くしているか、③人選の合理性、④手続の相当性）を考慮して判断することになります。また、事業所を閉鎖したものの、従業員を解雇しておらず、労働契約関係が継続されている場合には、休業手当を支払う義務が生じる場合があります。[Q 8](#)をご参照下さい。

(助成金・支援金・給付金・・・返済の必要なし)

Q10 雇用調整助成金

事業者が従業員に休業手当を支払った際、国から雇用調整助成金(特例措置)が支給されると聞きました。雇用調整助成金とは何ですか。

(回答)

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです(休業手当の支払率が60%を下回っている場合には利用できないので注意が必要です)。事業主に対して支払われるものであり、労働者個人に支払われるものではありません。

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主を対象として特例として助成内容や対象が大幅に拡大されました。その特例で

支給対象となる事業主は、

- ①緊急対応期間である令和2年4月1日から12月31日までの期間を1日でも含む賃金締切期間において、
- ②新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主(全業種)が、
- ③最近1か月間の売上高または生産量などが前年同月比5%以上減少しており(※比較対象とする月についても、柔軟な取り扱いとする特例措置があります。)、
- ④労使間の協定に基づき休業などを実施し、休業手当を支払っていることが要件となります。

また、事業主に雇用された雇用保険被保険者に対する休業手当などは、「雇用調整助成金」の助成対象となり、学生アルバイトなど、雇用保険被保険者以外の方に対する休業手当は、「緊急雇用安定助成金」の助成対象となります。(雇用調整助成金と同様に申請できます。)

助成率は、4/5(中小企業)、2/3(大企業)であり、解

雇等を行わない場合は、10/10（中小企業）、4/5（大企業）となりました。但し、対象労働者1日当たり1万5000円が上限です。また、本助成金の支給限度日数は原則として1年間で100日分、3年で150日分ですが、緊急対応期間中（令和2年4月1日～令和2年9月30日）に実施した休業などは、この支給限度日数とは別に支給を受けることができます。

雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金の支給申請について、通常は、判定基礎期間の末日の翌日から起算して2か月以内に支給申請を行う必要がありますが、令和2年1月24日（但し、緊急雇用安定助成金については、令和2年4月1日）から6月30日までに判定基礎期間の初日がある休業等については、令和2年9月30日まで申請ができるようになりました。

詳しくは、山梨労働局（平日のみ、8：30～5：15、電話055-225-2858）にお問い合わせ下さい。

Q11 小学校休業等対応助成金・支援金

従業員から、「小学校の一斉休業に伴い、子どもの面倒をみるために仕事を休まなければならない。」と言われ、従業員が休業することになりました。そこで、私は、事業主として、この従業員に対して、年次有給休暇とは別に、特別の有給休暇を与えました。その場合、国から小学校休業等対応助成金が支給されると聞きました。小学校休業等対応助成金とは何ですか。また、小学校休業等対応支援金というものがあると聞きましたが、これは私（事業主）とは関係があるのでしょうか。

（回答）

令和2年2月27日から9月30日までの間に、①臨時休業などをした小学校等（小学校、特別支援学校、放課後児童クラブ、放課後等デイサービス、幼稚園、保育園等）に通う子どもや②新型コロナウイルスに感染した子どもなど小学校等（上記と同じ）を休む必要がある子どもの世話を保護者として行うことが必要な労働者に対し、有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主に助成金

が支給されます。助成内容は、有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額の100%です（但し、8330円であった上限が4月1日以降に取得した休暇等においては、1万5000円に引き上げられました。）。適用日は令和2年2月27日から9月30日の間に取得した休暇であり、春休み、夏休み等学校が開校する予定のなかった日等は除きます。支給要件の詳細や具体的な手続に関しては、一般的な内容であれば、山梨労働局（平日のみ、8：30～5：15、電話055-225-2851）に、具体的に申請したい場合には、学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター（土日祝日含む、9：00～21：00、電話0120-60-3999）にお問い合わせ下さい。

なお、小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話をを行うために、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者に対しては、直接保護者に支援金が支給される制度があります（令和2年2月27日から3月31日までの間において、就業できなかった日について、1日当たり4100円（定額）、令和2年4月1日から9月30日までの間において、就業できなかった日について、1日当たり7500円（定額）となります。適用日、問い合わせ先は上記と同様です。）。

Q12 持続化給付金

私はラーメン店を経営していますが、新型コロナウイルスにより売上げが前年同月比で50%以上減少しています。国から持続化給付金が支給されると聞きました。持続化給付金とは何ですか。

（回答）

新型コロナウイルスの感染拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧となる、事業全般に広く使える給付金が国から支給されることになりました。給付対象者は、中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等、その他各種法人で、新型コロナ

ウイルス感染症の影響により、売上げが前年同月比で50%減少している者です。給付額は、前年の総売上（事業収入）－（前年同月比▲50%月の売上げ×12か月）で計算されますが、法人は200万円以内、個人事業者等は100万円以内とされています。詳しくは、山梨県持続化給付金相談専用ダイヤル（平日、9：00～17：00、電話055-223-1321）、持続化給付金コールセンター（土曜、祝日を除く日～金曜日、8：30～19：00、電話0120-115570）にお問い合わせ下さい。

Q12-2 家賃支援給付金

私は第三者から建物を賃借して、ラーメン店を経営していますが、5月の緊急事態宣言の延長等により、売上げが前年比で50%以上減少し、賃料が支払えない状況になってしまいました。国から家賃支援給付金が支給されると聞きました。家賃支援給付金とは何ですか。

（回答）

5月の緊急事態宣言の延長等により、売上げの減少に直面する事業者の事業継続を下支えするための制度です。

（1）支給対象は、①資本金10億円未満の中堅企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者であり、医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など会社以外の法人も含みます。②5月～12月の売上高について、1か月で前年同月比50%以上の減少、または、連続する3か月の合計で前年同期比30%以上の減少していることが必要です。③自らの事業のために占有する土地・建物の賃料の支払いであることが必要です。自宅兼事務所の家賃も対象となりますが、確定申告書における損金計上額など自らの事業に用する部分に限ります。

（2）給付額は、法人に最大600万円、個人事業者に最大300万円が一括支給されます。算定方法としては、申請時の直近1か月における支払賃料（月額）に基づき算定した給付額（月額）の6倍です。例えば、支払賃料（月額）が7

5万円以下の場合には、給付額（月額）は支払家賃の2/3になります。

詳しくは、家賃支援給付金コールセンター（平日、日（土・祝日除く）8：30～19：00 電話0120-653930）にお問い合わせ下さい。

Q13 働き方改革推進支援助成金（新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース・厚生労働省事業）

当社では、今般の新型コロナウイルスに対する対策として、テレワークを新規で導入しようと考えています。国から助成金が支給されますか。

（回答）

新型コロナウイルス感染症対策としてテレワークを新規で導入する中小企業事業主（小売業では資本又は出資額が5000万円以下、常時使用する労働者が50人以下、サービス業では資本又は出資額が5000万円以下、常時使用する労働者が100人以下、卸売業では資本又は出資額が1億円以下、常時使用する労働者が100人以下などの要件を充たす事業者）が、令和2年4月7日から交付決定の日から起算して1か月を経過した日にテレワークを新規で導入し、実際に実施した労働者が1人以上いる場合、テレワーク用通信機器の導入・運用、就業規則・労使協定等の作成・変更、労務管理担当者や労働者に対する研修などに要した費用のうち、100万円を上限とし、対象経費の合計額の50%が助成されます。詳しくは、テレワーク相談センター（平日、9：00～17：00、電話0570-550348（令和2年8月11日から））にお問い合わせ下さい。これは厚生労働省の事業です。

Q14 生産性革命推進事業（ものづくり・商業・サービス補助）

当社は、新型コロナウイルスの影響により、中国からの部品

の調達が困難となり、自社で部品の内製化を図るために設備投資を行う必要性が生じてきました。国から何か補助してくれる制度はないでしょうか。

(回答)

国では、新製品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資等を支援する制度があります。対象は、中小企業、小規模事業者等であり、補助の上限は通常枠1000万円、特別枠1000万円、事業再開枠（特別枠の上乗せ）50万円です。補助率は、通常枠の場合は、中小企業は1/2、小規模事業者等は2/3ですが、新型コロナウイルスの影響を乗り越えるための設備投資の場合には特別枠として、サプライチェーンの毀損への対応（類型A）は一律2/3、非対面型ビジネスモデルへの転換（類型B）とテレワーク環境の整備（類型C）は一律3/4とされています。申請締切（4次締切）は、11月26日（木）17時とされています。その後は、令和3年2月（5次）が予定されています。問い合わせ先は、ものづくり補助金事務局（平日、10:00～17:00、電話050-8880-4053）です。

Q15 持続化補助（通常型＋コロナ特別対応型）

私は、洋食屋を営んでいますが、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受ける中でも、何とか営業を続けるため、従来店内飲食のみでしたが、来店しない顧客への販売を開始するため、出前注文を受け付けるためのwebサイトを作成しました。国から何か補助してくれる制度はないのでしょうか。

(回答)

小規模事業者が新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるために行う販路開拓等の取り組みを支援する制度があります。（1）通常型としては、もともと販路開拓等のための取組を支援するためのものとして、対象は小規模事業者等であり、補助の上限は50万円の制度があります。補助率は、2/3とされています。それに加えて、（2）新型コロナウイルスの感

染拡大の影響を受ける中でも、営業を継続するため、店内飲食のみであった飲食店が、出前注文を受け付けるためにwebサイトを作成し、来店しない顧客への販売を開始したり、旅館が自動受付機を導入し、非対面型のサービスを提供するなど新型コロナウイルス対応に関する特別な制度があります。対象は、小規模事業者等であり、補助の上限は100万円です。補助率は、サプライチェーンの毀損への対応（類型A）は一律2/3、非対面型ビジネスモデルへの転換（類型B）とテレワーク環境の整備（類型C）は一律3/4とされています。申請締切は、10月2日（金）必着です。その後も申請受付を継続し、複数回の締切を設けることが予定されています。問い合わせ先は、通常型の場合は、全国商工会連合会（平日、9：00～12：00、13：00～17：00、電話03-6670-2540）又は日本商工会議所（平日、9：00～12：00、13：00～17：30、電話03-6447-2389）、コロナ特別対応型の場合は、全国商工会連合会（平日、9：30～12：00、13：00～17：30、電話03-6670-3960）又は日本商工会議所（平日、9：30～12：00、13：00～17：30、電話03-6447-5485、0570-077025）です。

Q16 IT導入補助（経済産業省事業）

私の事務所では、在宅勤務制度を新たに導入するため、テレワークに利用できる業務効率化ツール等を導入することになりました。PC、タブレット等のハードウェアにかかるレンタル費用もかかりますが、国から何か補助してくれる制度はないでしょうか。

（回答）

もともとITツール導入による業務効率化等を支援する制度（通常枠）がありますが、新型コロナウイルスの影響により新たにITを導入する場合には、特別枠の制度があります。対象は、中小企業、小規模事業者等であり、補助額は、30万円～450万円です。補助率は、通常枠は1/2ですが、特別枠は

サプライチェーンの毀損への対応（類型A）は2／3、非対面型ビジネスモデルへの転換（類型B）とテレワーク環境の整備（類型C）は3／4とされています。また、特別枠に限り、PC、タブレット等のハードウェアにかかるレンタル費用も補助の対象となりました。申請締切は、10月2日（金）17時ですが、その後も申請受付を継続し、令和2年11月2日に締切を設ける予定です。問い合わせ先は、サービス等生産性向上IT導入支援事業 コールセンター（平日、9：30～17：30、電話0570-666-424）です。これは経済産業省の事業です。

（融資制度・・・返済の必要あり）

Q17

売上げが激減して資金繰りが苦しいです。しばらく持ちこたえて売上げが回復すれば事業は続けていきたいので、緊急で融資（保証付き融資）が受けられる制度や方法を教えてください。

（回答）

1 政府系金融機関による融資

（1）新型コロナウイルス感染症特別貸付＋特別利子補給制度

新型コロナウイルス感染症特別貸付とは、新型コロナウイルスによる影響により業績が悪化（最近1か月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した等）した事業者（事業性のあるフリーランスを含む）に対し、信用力や担保によらず一律金利とし、融資限度額（別枠）は、中小企業事業6億円、国民生活事業8000万円（※いずれも令和2年度第2次補正予算を受け、令和2年7月1日から、融資限度額が6億円と8000万円に拡充されました。）、金利は、中小企業事業2億円、国民生活事業4000万円（※いずれも令和2年度第2次補正予算を受け、令和2年7月1日から、低減利率の限度額が2億円と4000万円に拡充されました。）をそれぞれ限度として、融資後3年間まで0.9%の引

き下げ（その後は基準金利）、据置期間5年以内、無担保で融資する制度です。これに特別利子補給制度を併用すれば実質的な無利子となります（一旦支払った利子が戻って来ます）。

特別利子補給制度とは、売上げが急減した事業者等に対して、利子補給を行うことで資金繰り支援を行うものです。

ともに所定要件があるため、日本政策金融公庫甲府支店（平日、9：00～17：00、国民生活事業055-224-5361、中小企業事業055-228-5790）、日本政策金融公庫事業資金相談ダイヤル（平日、9：00～19：00、電話0120-154-505。土日祝日は、国民生活事業は0120-112476、中小企業事業0120-327790等にお問い合わせ下さい。

（2）小規模事業者経営改善資金（マル経融資）の特例措置＋特別利子補給制度

小規模事業者経営改善資金（マル経融資）とは、商工会議所、商工会、都道府県商工会連合会の経営指導員による経営指導を受けた小規模事業者に対して、日本政策金融公庫等が無担保・無保証人で融資を行う制度です（融資限度額：2000万円、返済期間：運転資金7年以内（据置期間1年以内）、設備資金10年以内（据置期間2年以内））。かかる小規模事業者が、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1か月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している場合には、特別措置として、別枠で限度額1000万円の融資を受けることができます。当初3年間、通常の貸付金利から0.9%引き下げし、加えて据置期間が運転資金で3年以内、設備資金で4年以内に延長されます。これに特別利子補給制度を併用すれば実質的な無金利になります（一旦支払った利子が戻って来ます。）。

ともに所定要件があるため、上記（1）の日本政策金融公庫、または甲府商工会議所（平日、9：00～17：

30、電話055-233-2241)、富士吉田商工会議所(平日、8:30~17:15、電話0555-24-7111)、山梨県商工会連合会(平日、8:30~17:15。電話055-235-2115)等にお問い合わせ下さい。

(3) 生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付+特別利子補給制度

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的に業績が悪化(最近1か月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した等)した生活衛生関係の事業者(理容、飲食、公衆浴場、旅館、クリーニング等)に対して、担保の有無によらず一律金利とし、融資限度額(別枠)は8000万円、金利は4000万円(※いずれも令和2年度第2次補正予算を受け、令和2年7月1日から、額が8000万円と4000万円に拡充されました。)を限度として、融資後3年間まで0.9%の引き下げ(その後は基準金利)、据置期間5年以内、無担保で融資する制度です。これに特別利子補給制度を併用すれば、実質的な無金利になります(一旦支払った利子が戻って来ます。)。ともに所定要件があるため、上記(1)の日本政策金融公庫にお問い合わせ下さい。

(4) 新型コロナウイルス対策生活衛生改善貸付+特別利子補給制度

生活衛生同業組合などの経営指導を受けている生活衛生関係の事業(理容、飲食、公衆浴場、旅館、クリーニング等)を営む小規模事業者が、最近1か月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少している場合、かかる小規模事業者に対して、経営改善に必要な資金を、無担保・無保証人で融資する制度です。融資限度額(別枠)は1000万円、当初3年間、通常の貸付金利から0.9%引き下げし、据置期間が運転資金で3年以内、設備資金で4年以内に延長されます。これに特別利子補給制度を併用すれば実質的な無金利になります(一旦支払った利子が戻って来ます。)。ともに所定要件が

あるため、上記（１）の日本政策金融公庫にお問い合わせ下さい。

（５）商工組合中央金庫による新型コロナウイルス感染症特別貸付＋特別利子補給制度

商工組合中央金庫が、新型コロナウイルス感染症による影響を受け業績が悪化（最近１か月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して５％以上減少した等）した事業者に対し、信用力や担保によらず一律金利とし、融資限度額は６億円、金利は融資後３年間まで０．９％の引き下げ（その後は基準金利）、据置期間は５年以内、無担保で融資する制度です。これに特別利子補給制度を併用すれば実質的な無利子となります（一旦支払った利子が戻って来ます。）。

ともに所定要件があるため、商工組合中央金庫相談窓口（平日土日祝日、９：００～１７：００、電話０１２０－５４２－７１１）、商工組合中央金庫甲府支店（平日、９：００～１５：００、電話０５５－２３３－１１６１）にお問い合わせ下さい。

（６）経営環境変化対応資金（セーフティネット貸付）の要件緩和

セーフティネット貸付とは、社会的、経済的環境の変化などの外的要因により、一時的に売上げの減少など業績悪化（最近の決算期における売上高が前期または前々期に比し５％以上減少している等）を来しているが、中期的には、その業績を回復し、かつ発展することが見込まれる中小企業者の経営基盤の強化を支援するための貸付であり、融資限度額は中小企業事業７．２億円、国民生活事業４８００万円、貸付期間は設備資金１５年以内、運転資金８年以内、基準金利は、中小企業事業１．１１％、国民生活事業１．９１％（令和２年４月１日時点、貸付期間５年、貸付期間・担保の有無等により変動）、据置期間は３年以内の貸付です。かかる中小企業者が、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて業績が悪化している場合には、売上高が５％以上減少といった通常の数値要

件に関わらず、今後の影響が見込まれる場合も含めて融資の対象になります。所定要件があるため、上記（１）の日本政策金融公庫にお問い合わせ下さい。

2 自治体による融資

（１）新型コロナ対策つなぎ資金（甲府市）（受付終了）

甲府市では、新型コロナウイルス感染拡大の影響により事業に支障をきたしている小規模企業者を支援するため、山梨県信用保証協会の保証による実質無利子、無担保の資金を融資していましたが令和２年６月３０日で受付を終了しました。

3 民間金融機関による信用保証付き融資

民間金融機関から融資を受ける場合には信用保証協会による保証等が必要となりますので、新型コロナウイルスに関する特別措置について説明します。借入先金融機関によくご相談下さい。

（１）セーフティネット保証４号

セーフティネット保証４号とは、中小企業信用保険法第２条５項４号に規定されている保証を言います。自然災害等の突発的事由（噴火、地震、台風等）により経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、災害救助法が適用された場合及び都道府県から要請があり国として指定する必要があると認める場合に、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で借入債務を保証する制度です。新型コロナウイルスに関して、令和２年３月２日に全都道府県が対象に指定されています。幅広い業種で影響が生じている地域について、原則として最近１か月の売上高等が前年同月比で２０％減少しており、かつ、その後２か月を含む３か月間の売上高等が前年同期に比して２０％以上減少することが見込まれ、売上高等の減少について市町村の認定が必要となります。一般枠（最大２．８億円）とは別枠（最大２．８億円）で借入債務の１００％を保証します。所定要件があるため、山梨県信用保証協会（平日、９：００～１７：００、電話０１２０－９７０－２６０。土日祝日、

9：00～17：00、電話055-235-9706
又は055-235-9709)にお問い合わせ下さい。

(2) セーフティネット保証5号

全国的に業績の悪化している業種に属することにより、経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で保証する制度です。なお、セーフティネットの意味については上記(1)を参照して下さい。指定業種(5月1日より全業種が指定されました。)に属する事業を行っており、最近3か月間の売上高等が前年同期比で5%減少している等の中小企業者は、一般枠(最大2.8億円)とは別枠(最大2.8億円)で借入債務の80%を保証します。売上高等の減少について市町村の認定が必要です。所定要件があるため、上記(1)の山梨県信用保証協会にお問い合わせ下さい。

(3) 危機関連保証

全国、全業種(一部例外あり)の中小企業・小規模事業者を対象に、売上高等が前年同月に比して15%以上減少する場合、一般枠(最大2.8億円)、セーフティネット保証枠(最大2.8億円)の他、更なる危機関連枠(最大2.8億円)で借入債務の100%を保証します。所定要件があるため、上記(1)の山梨県信用保証協会にお問い合わせ下さい。

(4) 信用保証付き融資における保証料・利子減免

都道府県等による制度融資を活用して、民間金融機関にも実質無利子、無担保、据置最大5年、保証料減免の融資を拡大します。セーフティネット保証4号及び5号、危機関連保証の適用要件と連動した売上高等の減少を充たせば、保証料補助と利子補給を実施します。所定要件があるため、上記(1)の山梨県信用保証協会または中小企業金融・給付金相談窓口(平日土日祝日9：00～17：00、電話0570-783183)にお問い合わせ下さい。

Q 18（公租公課の納税猶予等）

売上げが激減しているため、納税の猶予を受けたいのですが、可能でしょうか。

（回答）

新型コロナウイルス感染症の影響により国税を一時に納付することが困難な場合には、税務署に申請することにより、一定の要件の下、納税の猶予が認められています。また、地方税においても同様に納税の猶予を定めています。お近くの税務署、市町村税務課等にお問い合わせ下さい。また、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの事業者の収入が急減している状況を踏まえ、令和2年2月1日から令和3年2月1日に納期限が到来する国税については、売上げが減少（新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等の収入が前年同期と比較して、おおむね20%以上減少）した事業者について、無担保かつ延滞税無しで納税が猶予される特例があります。法人税や消費税、固定資産税など基本的に全ての税が対象となります。なお、[個人・労働者編 Q 10](#)をご参照下さい。

Q 19

私の会社の事業年度は4月1日から翌3月末ですが、新型コロナウイルス感染拡大により業務を停止しているため、例年どおり5月末までには確定申告を出すことができません。税務申告・納付期限の延長はありませんか。

（回答）

例えば、個人事業者の消費税（及び地方消費税）の申告は、4月17日（金）以降であっても柔軟に確定申告書を受け付けることになっているなど、期限の延長が認められています。また、法人税・法人住民税・法人の消費税の申告・納付についても、新型コロナウイルス感染症の影響により、法人がその期限までに申告・納付ができないやむを得ない理由がある場合には、申請することにより期限の個別延長が認められます。詳しくは

税務署等にご確認下さい。

Q 20

売上げが激減しているため、社会保険料等の猶予を受けたいのですが、可能でしょうか。

(回答)

新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少しており、厚生年金保険料等を一時に納付することが困難な事業者にあつては、指定期限（原則として毎月の納期限からおおよそ25日後）までに申請することにより、令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する厚生年金保険料等の納付を1年間猶予することができます。この納付猶予の特例が適用されると、担保の提供は不要となり、延滞金もかかりません。また、上記の要件を充たさない場合でも、厚生年金保険料等の分割納付を可能とする仕組み（換価の猶予、納付の猶予）もあります。詳しくは、管轄の年金事務所にお問い合わせ下さい。

また、労働保険料等の納付についても同様の制度があります。詳しくは、山梨労働局（平日、8：30～17：15、電話055-225-2852）にお問い合わせ下さい。なお、[個人・労働者編 Q 10](#)をご参照下さい。

Q 21（取引・契約関係）

発注者から、「新型コロナウイルスの影響で経営が悪化して、今後は、これまでどおり取引することができない。」との理由で、一方的に何の補償もなく、契約を解除されてしまいました。取引の継続を求めることはできるのでしょうか。

(回答)

一旦契約が成立すれば、契約に定めがなければ、後日、当事者の双方とも自由に契約を解除することはできません。解除が認められるためには、解除される方に契約不履行などの責めに

帰すべき事由がなければなりません。それゆえ、発注者において経営が悪化したという理由で、あなたに契約違反がないにも関わらず、自由に契約を解除することはできないのが原則です。もっとも、契約当時と著しく事情が変わった場合には一定の範囲で契約の解除が有効となることもあります。その判断は厳しく、なかなか認められません。それゆえ、あなたとすれば、発注者に対し、契約の解除は無効として発注を求めていくこととなります。しかし、あなたが発注者に対して発注を求めても、事実上発注者が発注できない状況であれば、そもそも発注を強制することができず、契約の継続を主張してもうまく進まないでしょう。そこで、あなたとすれば、契約継続の代わりに、又は契約継続とともに損害賠償請求を求めるという方法が現実的ではないかと思います。詳しくは弁護士にご相談下さい（山梨県弁護士会、平日のみ、10：00～17：00、電話055-235-7202）。

Q 22

新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、イベントを中止しました。既に販売済みのチケットの払い戻しをしなければなりませんか。

（回答）

イベントが中止となった場合でもチケット代を返還しないという規定があった場合には、かかる合意に基づき、原則としてチケット代を返還する必要はないと考えられます。しかし、かかる無返還規定があったとしても、主催者に不誠実な点があれば（信義則違反と言います。）、かかる無返還規定は無効として、チケット代を返還する必要が生ずることも皆無ではありません。主催者は、イベントが中止になっても準備費用を負担しており、準備していた参加賞の提供、次回イベントの参加振替など消費者の不利益を緩和する措置が取られている場合などは、必ずしもチケット代を返還しないことが不誠実とは言えず、無返還規定に基づきチケット代を返還する必要はないと考えられます。他方、イベントが中止になった場合におけるチケ

ット代の対応について何らの規定もない場合には、民法上、チケット代を返還しなければならないこととなります。

Q 23

今般、政府からイベントの自粛要請がありましたが、それを拒否し、イベントを強行したところ、参加者の中から新型コロナウイルスの感染者が出てしまいました。その場合、罹患した参加者から損害賠償責任を追及されるでしょうか。

(回答)

イベントの主催者は、単にイベントを開催すれば参加者に対する義務を果たすわけではなく、そのイベントにおいて参加者の生命身体等の安全を確保すべき安全配慮義務をも負担しているといえます。それゆえ、参加者がかかるイベントに参加したことによって、新型コロナウイルスに罹患した場合、かかる事実が証明されれば、イベントの主催者は、当該参加者に対して、損害賠償責任を負担しなければなりません。もっとも、新型コロナウイルスの潜伏期間が長く、PCR検査も容易に受けられない状況下で、その後発症した参加者が、感染の原因がイベントだったことを証明するのは相当困難なのではないかと思われまます。また、仮に証明できたとしても、当該参加者もイベント自粛要請を知っていたとすれば、その点が参加者にも過失があったものと考慮され（過失相殺）、参加者に支払われるべき損害賠償額は減額されることとなります。